

特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第43条第1項及び同法第13条第3項の規定により、平成30年3月16日付けで次の6法人の設立の認証を取消しました。

1 取消理由及び取消しとなった法人の概要

(1) 3年以上にわたって事業報告書等の提出がないため。

(特定非営利活動促進法第43条第1項の規定による取消し)

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
特定非営利活動法人 アウトドア・エジュ ケーション・ジャパ ン	虻田郡倶知安町字山田170番 地164	この法人は、野外教育や自然体験活動が青少年の人格形成に与える影響が大きいことを認識し、その為には出来るだけ自然に近い本物で良質な野外教育や自然体験活動の場を提供することを理念として、自然体験活動の推進及び自然体験活動指導者の人材を育成する事業を行うことを目的とする。
特定非営利活動法人 ほうき座	帯広市新町東八丁目17番地 の1旅館庵内	この法人は、広く一般の方々に対して、演劇文化の創造とその発信に関する事業を行い、演劇を通じた社会教育の推進、生きがいくりの支援を行うとともに、演劇文化の更なる発展と地域文化の向上に寄与することを目的とする。
特定非営利活動法人 ふれぜんと946	釧路市愛国東一丁目22番 1号	この法人は、訪れて頂いたすべての人々に対して、道東の観光やイベントに関する事業を行い、発信やおもてなしを主たる目的とし、くしろの活力の一助となることを目的とする。
特定非営利活動法人 北海道サクセスアカ デミー	江別市野幌若葉町20番地20	この法人は、日本を背負って行く若者を中心として、新しい形の教育講座を活用、社会適応能力や就職に有利な各種資格取得を目指すと共に高校中退者、ニート、フリーターと云った若者に対しては、短期大学士の学位或いは学士の学位、修士・博士の学位を目指す為の教育を施すなどの後方支援事業を行い、十分な納税の担い手として社会保障全般に寄与することを最終目的とする。

特定非営利活動法人 べぽに	帯広市西十条南四十丁目1 番23号	この法人は地域で暮らす障害児・者、 高齢者、精神障害者、身体障害者等に対 し、福祉サービス事業、地域生活事業等 を行い、障害者及び高齢者が健常者との 別なく地域での自立生活を過ごせるよう な福祉社会の増進に寄与する事を目的と する。
------------------	----------------------	--

(2) 設立の認証があった日から六月を経過しても設立の登記を行っていないため。

(特定非営利活動促進法第13条第3項の規定による取消し)

特定非営利活動法人 G o o d P r a c t i c e ネットワー ク	江別市文京台23番地北翔大 学935研究室現代GP事務局	この法人は、豊かな地域社会の形成に あたって、学生が中心となって高齢者の 生きがい作り、地域住民への福祉教育の 啓蒙や、防災時の関わり合いなどに関す る事業を行う。それにより全ての年齢層 の人が進んで参加できる福祉のまちづく りを目指し、学生が主体となって地域の ネットワークを形成し、その活性化に貢 献することを目的とする。
--	---------------------------------	---

[参考～特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の関係条項]

第13条（成立の時期等）第3項

設立の認証を受けた者が設立の認証があった日から六月を経過しても第1項の登記をしないときは、
所轄庁は、設立の認証を取り消すことができる。

第29条（事業報告書等の提出）

特定非営利活動法人は、都道府県又は指定都市の条例で定めるところにより、毎事業年度1回、事業
報告書等を所轄庁に提出しなければならない。

第43条（設立の認証の取消し）第1項

所轄庁は、特定非営利活動法人が、前条の規定による命令に違反した場合であって他の方法により
監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条の規定による事業報告書等
の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。